

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 会談録（日・琉球 首脳、政府高官）VIII

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-21 キーワード (Ja): 椎名, 三木, 外務大臣, 太田, 松岡, 屋良,主席, 堀総務副長官, ランパート高等弁務官, 屋良主席,愛知外務大臣に対する要請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43191

45

10

12

後知外相、屋良主席

愛知外務大臣に対する要請書

昭和45年10月12日

琉球政府

要 請 事 項 目 次

	ページ
1 米国支出金および米国管理財産の返還について	1
2 国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて	1
3 漢地補償について	2
4 復元補償に関する問題点について	3
5 講和条約発効前における米合衆国軍人等の行為による 人身事故（死亡および傷害）補償について	4
6 琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力に ついて	6
7 琉球政府公務員の身分引継ぎについて	6
8 琉球大学の国立移管について	6
9 復帰記念事業について	8
10 國際海洋博覧会の沖縄での開催について	8
11 長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置 法の制定について	9
12 尖閣列島問題について	10
13 軍雇用員問題について	11
14 在沖米軍基地の態様について	12
15 基地公害について	13

16 毒ガス兵器の撤去について	15
17 B 5 2 戦略爆撃機について	16
18 米国軍人軍属による犯罪について	17
19 自衛隊の配備問題について	17

1 米国支出金および米国管理資産の返還について

米国支出金および米国管理資産のうち、米本国の直接支出による支出金は、米国が沖縄県民の福祉向上ならびに社会経済発展を意図して支出してきた資金であり、したがつて同支出金および資産は統治責任者としての当然の統治費と考えます。また、ガリオア資金等およびこれらによつて増殖された米国民政府資金等による支出金・資産等のうちには、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された面がきわめて大きく、さらに米国議会における国会議員または政府当局者の証言およびその他関連資料等によつても、これら支出金および資産の債務性については否定的であります。

以上の理由によつて、米国または米国民政府によつて支出された支出金および資産については、沖縄県民の所有に属するものと解し、その処理にあたつては、沖縄県民の意思ならびに県益が十分に配慮されるよう要望し、その完全なる返還実施が施政権返還と同時に実現されるよう要請します。

2 国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて

国有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについてくりかえし、日米両政府に要請し続けてきましたが、今までその実

現をみていません。

現在、米国民政府が管理している国県有地は実に1億坪余に
および、琉球政府の総合開発、その他あらゆる施策の遂行に大
きな支障をきたしています。

琉球政府は、このたび長期経済開発計画を策定しました。長
期展望にたつた経済開発を推進するにあたって、米国民政府が
管理している国県有地を払下げられ、琉球政府の諸計画の実施
に役立てるため、対米折衝をしていただきたい。

3 潟地補償について

戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍、連合軍もし
くは行政官庁によつて拡張または新設のため、市町村道等に編
入された漟地が現在までなんらの補償もされずに放置され、関
係地主に対し大きな損害を与えています。

このようなことは、戦後処理が沖縄においてなんらの考慮が
なされなかつたことに基因するものであり、当然国の責任にお
いて処理されるのが至当だと考えます。

そこで漟地の補償要求をする前にその実態を把握する必要が
あるが、現在の市町村財政では到底その財源措置は不可能と思
われますので、当面調査費の財源措置を国庫から支出してもら

うよう要請いたします。

4 復元補償に関する問題点について

軍使用地の返還に際し、形質の変更された土地については高
等弁務官布令第20号に基づき米合衆国政府は、復元補償義務
を負つているのであるが、現実には形質の変更された時期また
は返還された時期により、次のとおりそれぞれ異つた取扱いが
なされています。

- (1) 1950年7月1日以後に形質が変更された土地
- (2) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年6
月30日までに返還された土地
- (3) 1950年7月1日以前に形質が変更され、1961年7
月1日以後に返還され、または返還される土地

上記の(1)(2)の土地については、高等弁務官布令第20号および
第60号でそれぞれ復元補償がなされているが、(3)の土地につ
いては、米合衆国政府は平和条約第19条をたてに法的責任は
ないとして、補償請求を却下しております。これら土地に対する
損失は事実上、米合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責
任の有無は別として、施政権者として当然適切な措置を講ずべ
きものと思料しますが、前述のとおり、米合衆国政府は、補償

請求を却下している実情にあります。

これら土地をそのまま放置することは、(1)(2)の土地に比しいぢるしく公平を欠くばかりでなく、個々の地主の経済的損失は勿論のこと、土地の効果的利用の面からも多くの問題を残しておりますので、返還勘定を締結されるに当つては、これら土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確にしてくださるよう要請いたします。

なお、沖縄における軍使用地の大部分が、上記(3)に属するもので、現在までに返還され、未補償になつている土地が約1,390,000坪で、それらの復元補償請求額は、約430万ドルとなつております。

5 講和条約発効前における米合衆国軍人等の行為による人身事故（死亡および傷害）補償について

1945年8月16日から1952年4月27日までの間に
おける米合衆国軍隊またはその要員の活動に伴い、沖縄県民が
琉球内において被つた人身事故に対する補償については、米國
公法89～296号および高等弁務官布令第60号に基づき、
すでに支払いがなされておりますが、当時、請求に必要な書類
の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた請求者は、

未補償のままとり残されております。したがつて、被害者およびその遺族等は、講和前人身傷害未補償者連盟を結成し、その補償を訴えており、琉球政府においても、同連盟の訴えを認め、高等弁務官に対し、特別の配慮方を要請しましたが、これら請求については、「日本国との平和条約（昭和27年4月27日条約5、以下単に講和条約という。）」第19条により、請求権を放棄しており、また上記米国公法により支払われた補償金は、該公法の公布以前に琉球住民が高等弁務官に提出した請求に限定して恩恵的に認めたものであるから、追加請求を認めることはできないとの回答に接しております。しかしながら、これらの被害者および遺族等の多くは、現在生活に困窮している実情にあり、未補償のまま放置することは、公平を欠くものであるので、これら未補償者に対して早急に適切なる措置を講じて下さるよう要請いたします。

なお、1969年12月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟から琉球政府に提出された請求件数および補償請求額は、次のとおりであります。

死 亡	160 件	\$ 280,449.41
傷 害	157 件	\$ 293,438.07
計	317 件	\$ 573,887.48

6 琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力について
復帰の際、沖縄の法令の規定によつてなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為ならびに琉球政府等がなした行政行為の効力については、本土の裁判所あるいは関係行政官庁において処理されたものとみなし、そのまま有効とする措置を講じていただくよう要請します。

7 琉球政府公務員の身分引継ぎについて

琉球政府の行政組織およびその機能は、本土における国・県・市町村のそれに属するものが、それぞれ混在しており、これらの事務に従事する職員数は、現在 17,016 人（立法院 137 人、裁判所 423 人を除く。）であります。

復帰の際、琉球政府公務員がこれまで取得した身分、給与、任用、労働条件等について不利益が起らぬよう特別措置を講じていただき、全公務員が混乱なく国県機構へスムーズに移行できるよう要請します。

8 琉球大学の国立移管について

沖縄の本土復帰に際して、琉球大学の処遇については、次とおり措置を講じていただくよう要請します。

(1) 国立大学であること。

琉球大学は、戦後創設されたものであり、8,000 人余の入材を世に送り出しました。琉球大学が出した卒業生は、戦争で荒廃した郷土の再建あるいは、日本国民としての子弟教育に、日夜尽力してきました。

琉球大学がこれまで果してきた社会的役割をも十分認識して、今後は、国立大学として、国の責任において発展充実をはかるべきであります。

(2) 総合大学を目指して規模の拡充強化をはかること。

琉球列島は、遠隔の地にあり、施政権の分離とともに、本土への渡航制限が課されたうえ、文化交流も閉ざされました。これが、本土との教育水準の格差となつて現われました。

沖縄のおかれた厳しい情勢の中にも社会の要請にこたえて、総合大学を目指し努力してまいりました。

今後は、日本国憲法で保障された教育の平等の本旨に基づき、現学部学科の充実強化はもとより、医学部を新設して総合大学としての規模の拡大が図られるべきであります。

(3) 学部学科の編成については、琉球大学の自主性を尊重すること。

琉球大学は、特異な歴史的体験から独自の学部学科の編成が

なされ、これが根深く定着しています。したがつて、国立大学への移行に際しては、単に大学設置基準等によつて措置されることなく、琉球大学の歴史的独自性ならびに現に果たしつつある役割を十分考慮され、学部学科の編成にあたつては、琉球大学の主体性が尊重されるようにすること。

9 復帰記念事業について

1972年に本土復帰が実現するため、その記念事業として、前年度から主要五島の一周線道路の整備、平和祈念公園建設、水資源開発調査を行なつていますが、その二年次分として継続援助を要請するとともに、新たに離島間航路の整備としてホーバークラフトの建造と記念植樹を行なうための経費を援助していただきたい。

なお、復帰記念スポーツ大会等も計画されていますので、よろしくお願ひします。

10 國際海洋開発博覧会の沖縄での開催について

國際海洋開発博覧会を1973年に開催する予定となつています。

同博覧会は、沖縄のもつ自然的・地理的条件に最も適した事

業であり、変則的な基地依存経済からの脱却を目指す沖縄の経済、社会開発のための大きさを推進力になるものと思われます。

特に、この海洋博を開催することによつて、公共投資の促進が図られ更にこれに随伴する関連事業投資が誘発されるとともに観光施設、社会施設等産業基盤の整備拡充が大きく期待されます。

よつて、この事業が沖縄で開催されるよう強く要請いたします。

11 長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置法の制定について

琉球政府では、長期ビジョンに基づいた長期経済開発計画を策定しましたが、これを実効あるものにするため、日琉経済振興会議において審議検討していただき、さらに閣議了承事項としてとりあげて下さるよう要請します。

また、沖縄が復帰するということは、基本的には、国が責任をもつて一日も早く本土との格差を是正するとともに、豊かな島づくりをすることにあると思うのであります。

については、「復帰」という歴史的な事業が、みのりある輝か

しい成果として実現できますよう、ここに「沖縄総合開発特別措置法」の制定を要請し、しかして、國が同法を制定するに際しては、琉球政府の要請案による内容が十分に反映されるよう要請します。

12 尖閣列島問題について

米海軍および国際連合アジア極東経済委員会の調査によつて、尖閣列島周辺で有望な石油資源が埋蔵されていることが発見され、にわかに世界の注目を浴びるにいたりました。

沖縄県民が、その開発に大きな期待を寄せている矢先、中華民国政府は、米国のガルフ社に鉱業権を与え、そのうえ同列島の領有権まで主張しています。

尖閣列島は、明治28年以来日本の領土として沖縄県八重山郡石垣村に属し、同列島の領有権については明白であります。したがつて、日本政府は、中華民国政府の不当な主張を止めさせるための強力な折衝を行ない、かつ同列島の石油資源を國の責任において早期に開発されるよう要請します。

13 軍雇用者問題について

1969年11月の日米共同声明により沖縄の本土復帰はめどづけられました。

それと相前後して始まつた基地労働者の人員整理は、それを受け入れる産業基盤も十分整備されていない中でのものであり、かつ、基地の規模・機能の縮小につながらない、いわゆる合理化のためのものであると受け取られる面もあるため、これは労働者の福祉を阻害し、県民に大きな不安と動搖を与えるものであります。かかる特殊な情況のもとで、全軍労働組合では米軍に対して解雇撤回斗争を余儀なくされています。

これは決して正常な労使関係とはいはず、またこのような状態が将来も繰り返えされる可能性の中で、沖縄の政治、経済、社会の各面におよぼす影響を憂慮するものであり、このことはひいては、日米の友好関係にも好もしくないと思料します。

よつて、次の事項に対する本土政府の誠意あるご配慮をお願いします。

(1) 雇用形態の改善がなされ、本土政府の責任において解雇不安をなくする状態を釀成し、離職者が再就職できるようになるまでは大量の人員整理を行なわないようにすること。

(2) 間接雇用制度の早期実施

(3) 退職金の増額、解雇予告期間の延長

14 在沖米軍基地の態様について

1972年復帰に向けて、政府はもとより全県民あげて復帰準備ならびに新しい沖縄県づくりに努力しているところであります。

その準備作業の中で、復帰後の在沖米軍基地が如何ように取扱われるかは日米間の重要課題のみならず、沖縄県民の最も深い関心事の一つであります。

沖縄における米軍基地は米軍戦略の中核的役割を果し、ために、米軍は沖縄の全面積の13パーセント、沖縄本島の25パーセントにもおよぶ広大な地域を占有しております。

このことは、沖縄の経済を基地に依存せしめるという不健全な状態におとしいれたばかりではなく、沖縄県民の希求する平和への願いにも反することであります。

沖縄県民は去る大戦において、幾多の尊い生命と財産を失い、戦争の恐ろしさを知るが故に戦争につながる一切のものを否定し、基地の存在に反対しています。

沖縄県民は平和憲法のもとでは復帰することを要求しつづけてきましたし、また、71年度を初年度とする長期経済開発計画においても、基地経済から脱却し、平和経済を確立して豊かな

県づくりに励む計画であります。

したがつて、在沖米軍基地の取扱いについては、次のことが実現されるよう強く要請します。

- (1) 県民の要求にしたがつて軍用地を解放し、基地を整理縮小すること。
- (2) 基地の態様については、本土のそれといさざかも異なるものであつてはならないこと。
- (3) 軍用地地主に対しては、適正な補償がなされること。

15 基地公告について

沖縄における軍事基地は、米軍の極東における前進基地として重要な役割を果しています。

いよいよ1972年の復帰をめどに基地の態様についても検討されなければならない時期に、依然として沖縄県民は、基地公告に悩まされ、その不安は日々つのるばかりであります。

琉球政府は、基地の態様を本土のそれと異なるものであつてはならないことを主張していますが、現存する基地の公告は、県民の生命と財産の安全をおびやかしている現状であります。

したがつて、日本政府は、米国政府とその対処策について協議され、すみやかに解決されることを要請します。

次に、基地公告の主なるものをとりあげます。

(1) 米軍基地の爆音

沖縄における航空機の騒音被害は、主として嘉手納飛行場に近い嘉手納村に発生しています。

同村においては、一般住民の住居をはじめ、学校、病院等すべて航空機による騒音被害を受けています。

(2) 廃油の流失ならびに水源の汚染について

ア 嘉手納村の井戸に嘉手納基地から航空用燃料が流失し、燃える井戸として問題を起しました。米軍は、被害者との損害賠償について、完全な解決をみていません。

イ 嘉手納基地で航空機を洗浄する洗剤が比謝川に流失し、飲料水として使用している原水を汚染しました。

ウ 知念村吉富部落の簡易水道が水源地の真上にある米軍基地の流失物によつて汚染されているという、同部落からの調査依頼があつたので、現在調査中であります。

(3) 米軍の落下傘降下演習について

伊江村において米軍は、9月8日以来ほとんど毎日午前中2～3時間、午後1～2時間落下傘の降下演習を行なわれ、住民に物的損害のほか、煙（発煙筒）による被害によつて不安と恐怖を与えています。

(4) 原子力潜水艦の寄港による放射能汚染について

米軍の原子力潜水艦が沖縄海域に出没し、今年に入つてから、米軍港に寄港したのが13回におよんでいます。

那覇軍港内の海底泥や、魚具類等を本土の原潜汚染問題調査研究会（代表者、草野信男 東大教授）が調査した結果、コバルト60が検出され、県民に大きな衝撃を与えました。

16 毒ガス兵器撤去について

昨年7月沖縄の米軍基地内において、毒ガスによる事故が発生し、おそろしい毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかになつたため、県民は大きな衝撃を受け、恐怖と不安におとしいれられました。

以来沖縄県民は、県民の生存さえも危くするガス兵器の配備に対し強く抗議し、その撤去を要求し続けてまいりました。このような県民の要求に対して、米国大統領は昨年12月沖縄からの毒ガス撤去を宣言し、さらに米国陸軍省も今年5月7日それを撤去するための具体的計画を発表しました。

その後もたびたび米国政府の考えが伝えられました。去る15日にも米国防総省がその撤去を正式に決定したとの報に接しましたが、今日までまだその撤去が実現せぬままにされていること

とは、沖縄県民の立場から絶対に承服できないことあります。非人道的な兵器が沖縄にあるということは許されるべきことではないし、沖縄県民の要求は即時撤去であります。さらに移送にあつては、十分な安全措置のもとに即時撤去されるよう強力な対米折衝を要請します。

17 B 52 戦略爆撃機について

B 52 機が嘉手納基地に飛来したのは、1968年2月5日でありました。当時は朝鮮半島方面の情勢悪化に備えての一時駐機だと発表されました。ところが、その後2年来にわたり常駐態勢をとつてきました。その間、沖縄県民は、B 52 が直接ベトナムへの渡洋爆撃をしていることから再び戦争にまき込まれるのではないかとの不安とB 52 の事故や公害によつて生命の危険さえ感じ、その即時撤去を要求してきました。

ところで、9月24日、米国防省はすべてのB 52 機を沖縄から撤去すると発表しましたが、再駐留もあり得るとしていますことから核搭載機であるB 52 の再駐留への不安が依然として残されています。

したがつて、B 52 機が再び飛来することがないとの確約を得るため、強力な対米折衝をされるよう要請します。

18 米国軍人軍属による犯罪について

去る5月30日沖縄中部でおきた女子高校生刺傷事件をはじめ最近沖縄県民に対して米国軍人等による犯罪がひん発し、県民に多大な衝撃を与えています。

この種の事件は、これまでにもたびたび起つておりますが、これは米国軍人軍属が軍事優先の意識による沖縄県民軽視、人権無視によるもので軍事基地の存在がもたらす罪悪であります。

琉球政府は事件発生のつど、米国当局に強く抗議し、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の肅正を強く要請しているにもかかわらず、このような不祥事件の続発は誠に遺憾であります。

今後、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の肅正ならびに犯罪に対する捜査、逮捕の徹底と裁判の公正がつらぬかれるよう適切な措置を講じ、また、これら米国軍人軍属等による犯罪防止について強力な対米折衝がなされるよう要請いたします。

19 自衛隊の配置問題について

沖縄県民は、去る大戦のきびしい体験から、ひたすらに平和を希求し、平和国家の建設こそ人類の繁栄と幸福に貢献するも

のだと確信しています。

しかるに、沖縄には広大な米軍基地がおかれ、米軍の軍事優先政策のもとで、戦後25年あらゆる苦難な道をあゆませてきました。とくに、核兵器、B52、原潜、毒ガス等の配備はベトナム戦争の進行と相まって県民に常に戦争への不安と恐怖を抱かせてきました。

昨年11月の日米首脳会談において、1972年中に沖縄が返還されることで、合意をみたことは、全県民の永年にわたる要求が実現したとして、県民あげて喜んでいるところあります。

しかしながら、日米共同声明の中で、沖縄にある軍事基地の極東において果たす役割にふれている点には、県民に強い疑惑と不安を抱かせるものがあります。さらに、8月24日に公表された米議会におけるジョンソン国務次官の証言からも復帰後の基地の自由使用あるいは自衛隊による米軍基地の肩代りの意図があるのではないかとの疑問があります。

また、最近国の政策が右傾化、軍国化しつつあるとの批判があり、さらに、自衛隊が沖縄において米軍と同居することによって、他国を刺激し、再び戦前のいまわしい道を歩まされる結果になりはしないかという不安が一層高まっています。

こういうことから、沖縄県民は米軍基地に反対していることと同じ様に自衛隊の配置にも反対しています。したがつて私は、県民の代表である主席として県民の意思に立脚して、自衛隊の沖縄配置に反対せざるをえません。

政府においては、このような県民の意思と心情を十分おくみとりになり、基地ならびに自衛隊問題が処理されるよう要請いたします。